

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8 月29日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ギャリー・バトラー
(Gary Butler, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ハーバー・センター、私書箱61号
(P.O.Box 61, Harbour Centre, George Town, Grand Cayman, KY1-
1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 中 野 恵 太
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マルチ・ストラテジーズ・ファンド - トルコリラ・マネー・マーケッ
ト・ファンド
(Multi Strategies Fund - Turkish Lira Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
40億トルコリラ(223億2,000万円)を上限とします。
(注)トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2023
年 6 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値(1トルコリラ = 5.58円)によります。以下、トルコリラの円
金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月29日付で日本における販売会社が追加されますので、2023年9月19日に提出した有価証券届出書（2023年12月19日および2024年6月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前 略）

(35) リテラ・クレア証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

2024年5月末日現在、資本金の額は、37億94百万円です。

事業の内容

リテラ・クレア証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

（注）リテラ・クレア証券株式会社は、2024年7月1日より申込みの取扱いを開始します。

<訂正後>

（前 略）

(35) リテラ・クレア証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

2024年5月末日現在、資本金の額は、37億94百万円です。

事業の内容

リテラ・クレア証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

（注）リテラ・クレア証券株式会社は、2024年7月1日より申込みの取扱いを開始しました。

(36) K O Y O証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

2024年7月末日現在、資本金の額は、10億円です。

事業の内容

K O Y O証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

（注）K O Y O証券株式会社は、2024年8月29日より申込みの取扱いを開始します。

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前 略）

(35) リテラ・クレア証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてリテラ・クレア証券株式会社を選任しました。

リテラ・クレア証券株式会社の選任は、管理会社またはリテラ・クレア証券株式会社が他方当事者に対し３ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

<訂正後>

（前 略）

(35) リテラ・クレア証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてリテラ・クレア証券株式会社を選任しました。

リテラ・クレア証券株式会社の選任は、管理会社またはリテラ・クレア証券株式会社が他方当事者に対し３ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(36) K O Y O証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてK O Y O証券株式会社を選任しました。

K O Y O証券株式会社の選任は、管理会社またはK O Y O証券株式会社が他方当事者に対し３ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。